

# 小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター利用規程

制 定 平成24年10月17日

(趣 旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター規則第9条の規定に基づき、情報科学教育研究センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利 用 者)

第2条 センターを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校の教職員及び名誉教授
- 二 本校の学生
- 三 その他、センター長が適当と認めた者

(開館時間および開館日)

第3条 センターを利用できる時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時までとする。ただし、次の各号に掲げる日は除く。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）
- 三 本校が定める休業日

2 前項までの規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めたときは、利用日時を変更できる。

(開館時間外の利用)

第4条 前条で規定する時間外（以下「開館時間外」という。）にセンターを利用しようとする者は、あらかじめ別紙様式1により、情報科学教育研究センター時間外利用申請書をセンターへ提出しなければならない。

2 センターを開館時間外に利用開始するまでに、センター員の指導を受けなければならない。

3 センターを開館時間外に利用するときは、原則として利用申請した者以外、機器の操作を行ってはならない。

4 センターを開館時間外に利用時、機器に異常動作が認められたときは、翌開館日センター職員またはセンター員に報告しなければならない。

5 センターを開館時間外に利用時、一時退室するときは、センターの施錠をしなければならない。

6 センターを開館時間外に利用した後退室するときは、戸締まりを確認し、鍵は警備員室に返却しなければならない。

第5条 学生がセンターを開館時間外利用する場合には、指導教員を置かなければならない。

2 指導教員は、開館時間外利用時のセンターを管理し、第4条を含む全てにおいて責任を持つものとする。

(授業の優先利用)

第6条 センター内各演習室および実習室は、授業での利用を優先し、原則として授業時間中の他の利用は禁止する。

(教育用電子計算機システムの利用)

第7条 授業時間外において、第2条に規定される者は、第一演習室において教育用電子計算機システムを利用することができる。

2 授業時間外に教育用電子計算機システムを利用する者は、原則として、入退室時に入退室時間、所属および氏名を所定の用紙に記入しなければならない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、センターの利用にあたり、センター長、センター員及びセンター職員の指示に従わなければならない。

2 利用者は、センターの利用にあたり、別に定める「情報科学教育研究センター利用上の注意」に従わなければならない。

(利用の制限)

第9条 センターの管理運営上必要な場合、センター長は、センター利用の一部若しくは全部を制限することができる。

2 第4条、第7条第2項および第8条に違反する利用者に対し、センター長は、センター利用の一部若しくは全部を制限することができる。

(損害の弁償)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により施設、設備、資料等を損傷したとき、遅滞なく原状に復し、若しくはその損害を弁償しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(様式1)

発行年月日
-------

## 情報科学教育研究センター時間外利用申請書

情報科学教育研究センター長 殿

下記のとおり、情報科学教育研究センターの時間外利用を申請いたします。

申請年月日	平成 年 月 日
利用期間	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
利 用 申 請 者	
所 属 (学科・学年)	
氏 名	
指 導 教 員 (学生の場合)	印
利用機器 (台数)	( )
利用目的	

---

## 情報科学教育研究センター時間外利用許可書

下記の事項を、責任を持って守ってください。

- (1) 時間外利用を開始する前に、必ずセンター員の指導を受けること。
- (2) 機器の操作は、利用申請したものだけが行うこと。
- (3) 機器利用中に異常動作が認められたときは、直ちに使用を中止して、適切な処理を行うこと。また、翌日センター員に必ず報告すること。
- (4) 利用終了後は定められた手順で、使用した機器の電源を忘れずに切ること。
- (5) 利用途中で一時退室するときは、玄関の施錠をすること。
- (6) 利用終了後退室するときは、必ず戸締まりを確認すること。鍵は警備員室に返却すること。
- (7) 指導教員は、全てにおいて責任を持つこと。

所属・氏名	
利用日時	年 月 日～ 年 月 日 時 分～ 時 分

- ・上記の申し込みを許可する。
- ・上記の申し込みは、

のため許可しない。

情報科学教育研究センター長